

選択的夫婦別姓制度についての審議を求める意見書

民法第 750 条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定し、夫婦同姓を義務づけている。しかし、そのことにより、改姓で社会的な不便・不利益や、事実婚を選択せざるを得ない人が相当数いるといった事態が生じている。一方、選択的夫婦別姓制度の導入は、家族の絆を弱め、伝統的な家族観を壊してしまうのではないかといった懸念や、子どもの姓をどうするのかなど、家族をめぐる様々な問題が生じるといった意見も多数ある。

夫婦のいずれが姓を改めるかについては両者の協議に委ねられており、この規定自体が男女の差別的取扱いを定めているわけではないが、實際上、女性側が姓を改める例が多く、間接的に男女の差別的取扱いを定めているのではないかといわれることがあり、こうした規定が、憲法第 13 条や、同法 14 条第 1 項、同法第 24 条に反するのではないかという形で議論がなされてきた。

令和3年6月最高裁判所大法廷は、「夫婦同姓を強制する民法第 750 条及び戸籍法第 74 条1号について憲法第 24 条に違反するものではないと判断したものの、同時に夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、夫婦同氏制を定める現行法の規定が憲法第 24 条に違反して無効であるか否かという憲法適合性の審査の問題とは、次元を異にするものであり、制度の在り方は、平成 27 年大法廷判決の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである。」と重ねて指摘した。補足意見は、さらに国会に対して議論の促進を求めている。

よって、野々市市議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度について、様々な意見や社会情勢を踏まえ、審議するよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(令和3年9月 24 日 可決)

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
法務大臣 殿
内閣官房長官 殿

あて

石川県野々市市議会